

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の改正等に伴う
上場ベンチャーファンドに係る有価証券上場規程等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 取引参加者規程の一部改正新旧対照表	14
3. T o S T N e T市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	15
4. 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表	16
5. 取引参加者における上場適格性調査体制等に関する規則の一部改正新旧対照表	49
6. 上場審査等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表	51

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(第6編における定義)</p> <p>第1201条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>継続保有株券等</u> 次のa及びbに掲げるものをいう。</p> <p>a 国内の金融商品取引所に上場されている株券(特定取引所金融商品市場に上場する企業の発行するものを除く。以下この条において同じ。)又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券となる前から継続保有していた株券で、<u>現に上場又は継続的に取引されている内国株券又は外国株券</u></p> <p>b 前aに掲げる株券の発行者が発行する優先株等、新株予約権証券及び新株予約権付社債券並びに当該新株予約権証券に係る新株予約権又は当該新株予約権付社債券に付与されている新株予約権を行使することにより取得する国内の金融商品取引所に上場されている株券又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>(第6編における定義)</p> <p>第1201条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>上場後5年以内の株券等</u> 次のa及びbに掲げるものをいう。</p> <p>a 国内の金融商品取引所に上場されている株券(特定取引所金融商品市場に上場する企業の発行するものを除く。以下この条において同じ。)又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券となつてから取得した株券で、<u>上場又は継続的に取引されている株券となつてから5年を経過していない内国株券(次号aに掲げる内国株券と同一の銘柄を除く。)</u></p> <p>b 前aに掲げる株券の発行者が発行する優先株等、新株予約権証券及び新株予約権付社債券(次号bに掲げる優先株等、新株予約権証券及び新株予約権付社債券と同一の銘柄を除く。)</p> <p>(6)の2 <u>上場後5年以内の継続保有株券等</u> 次のa及びbに掲げるものをいう。</p> <p>a <u>国内の金融商品取引所に上場されている株券又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券となる前から継続保有していた株券で、上場又は継続的に取引されている株券となつてから5年を経過していない内国株券</u></p> <p>b 前aに掲げる株券の発行者が発行する優先株等、新株予約権証券及び新株予約権付社債券</p> <p>(6)の3 <u>上場後5年を経過した継続保有株券等</u> 次のa及びbに掲げるものをいう。</p> <p>a <u>国内の金融商品取引所に上場されている株券又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券となる前から継続保有していた株券で、上場又は継続的に取引されている株券となつてから5年を経過した内国株券</u></p>

(6) の 2 (略)

(7) ~ (13) (略)

(14) ベンチャーファンド 法第2条第1項第11号に掲げる投資証券であつて、投資者の資金を主として未公開株等及び継続保有株券等（未公開株等関連資産のうち未公開株等及び継続保有株券等に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）に対する投資として運用することを目的とするものをいう。

(15) 未公開株 国内の金融商品取引所に上場されている株券又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券以外の内国株券又は外国株券をいう。

(16) (略)

(17) 未公開株等関連資産 次のaからeまでに掲げる資産をいう。

a 当事者の一方が、相手方の行う出資された財産を主として未公開株等及び継続保有株券等に対して投資する運用のために出資を行い、相手方が、その出資された財産について主として未公開株等及び継続保有株券等に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分

b LPS法第3条に規定する投資事業有限責任組合契約に係る出資の持分（出資者が共同で未公開株等及び継続保有株券等の取得及び保有のために出資を行い、出資された財産について主として未公開株等及び継続保有株券等に対する投資として運用するものに限る。）

c 受益証券（投資信託の投資信託財産を主として未公開株等及び継続保有株券等に対する投資として運用するものに限る。）

d 投資証券（投資法人が運用のために保有する資産を主として未公開株等及び継続保有株券等に対する投資として運用するものに限る。）

e (略)

(18) ・ (19) (略)

(上場審査の形式要件)

b 前aに掲げる株券の発行者が発行する優先株等、新株予約権証券及び新株予約権付社債券

(6) の 4 (略)

(7) ~ (13) (略)

(14) ベンチャーファンド 法第2条第1項第11号に掲げる投資証券であつて、投資者の資金を主として未公開株等に対する投資として運用することを目的とするものをいう。

(15) 未公開株 国内の金融商品取引所に上場されている株券又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券以外の内国株券をいう。

(16) (略)

(17) 未公開株等関連資産 次のaからeまでに掲げる資産をいう。

a 当事者の一方が、相手方の行う出資された財産を主として未公開株等に対して投資する運用のために出資を行い、相手方が、その出資された財産について主として未公開株等に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分

b LPS法第3条に規定する投資事業有限責任組合契約に係る出資の持分（出資者が共同で未公開株等の取得及び保有のために出資を行い、出資された財産について主として未公開株等に対する投資として運用するものに限る。）

c 受益証券（投資信託の投資信託財産を主として未公開株等に対する投資として運用するものに限る。）

d 投資証券（投資法人が運用のために保有する資産を主として未公開株等に対する投資として運用するものに限る。）

e (略)

(18) ・ (19) (略)

(上場審査の形式要件)

第1305条 ベンチャーファンドの上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 新規上場申請銘柄が、次のaからhまでに適合していること。

a 運用資産等の比率

運用資産等の総額に占める未公開株等及び継続保有株券等への投資額として施行規則で定める金額の比率（以下「未公開株等投資比率」という。）が50%を超える見込みのあること。

b・c (略)

d 投資口の分布状況

次の(a)及び(b)に適合すること。

(a) 大口投資主が所有する投資口の総口数に自己投資口口数（自己投資口処分決議を行った場合には、処分する自己投資口口数を除く。）を加えた投資口口数が、上場の時までに、上場投資口口数の80%以下になる見込みのあること。

(b) 大口投資主及び自己投資口を所有している場合（所有している投資口の全てについて自己投資口処分決議を行った場合を除く。）の当該新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人である者を除く1単位以上の投資口を所有する投資主の数が、上場の時までに300人以上となる見込みのあること。

e (略)

f 規約等の記載事項

新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人の規約（(d)ロにおいては、これに類する書類を含む。）において、次の(a)から(f)までに掲げる事項が記載されていること。

(a) 未公開株等投資比率を原則として50%超とする旨

第1305条 ベンチャーファンドの上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 新規上場申請銘柄が、次のaからhまでに適合していること。

a 運用資産等の比率

運用資産等の総額に占める未公開株等、上場後5年以内の株券等、上場後5年以内の継続保有株券等及び上場後5年を経過した継続保有株券等への投資額として施行規則で定める金額（以下「未公開株等投資額」という。）の比率（以下「未公開株等投資比率」という。）が70%以上となり、かつ、未公開株等投資額に占める未公開株等及び上場後5年以内の継続保有株券等への投資額として施行規則で定める金額（以下「特定未公開株等投資額」という。）の比率（以下「特定未公開株等投資比率」という。）が50%以上となる見込みのあること。

b・c (略)

d 投資口の分布状況

次の(a)及び(b)に適合すること。

(a) 大口投資主が所有する投資口の総口数が、上場の時までに、上場投資口口数の80%以下になる見込みのあること。

(b) 大口投資主を除く1単位以上の投資口を所有する投資主の数が、上場の時までに300人以上となる見込みのあること。

e (略)

f 規約等の記載事項

新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人の規約（(d)ロにおいては、これに類する書類を含む。）において、次の(a)から(f)までに掲げる事項が記載されていること。

(a) 未公開株等投資比率を70%以上とする旨及び特定未公開株等投資比率を原則として50%以上とする旨

(b) 未公開株等、未公開株等関連資産及び継続保有株券等以外の資産が、投資信託法施行規則第19条第3項各号に掲げるもの、流動資産等及び運用資産等に係る価格変動による損失の危険その他の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険その他の危険を減殺することが客観的に認められる取引に係る権利その他の資産に限られる旨。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

(c) ~ (f)

g・h

(新ベンチャーファンド等の上場申請)

第1309条 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の新たに発行されるベンチャーファンド又は上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の新たに発行される新投資口予約権証券で当取引所が上場していないものの上場を申請する場合には、当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人又はベンチャーファンド資産運用会社が当取引所所定の「有価証券上場申請書」を提出するものとする。ただし、「有価証券上場申請書」に記載すべき事項が、第1312条の規定に基づく情報の開示又は第1313条の規定により当取引所に提出した書類に含まれている場合は、当該開示又は提出をもってその上場を申請したものとみなす。

2 (略)

3 第1項の規定により新投資口予約権証券の上場申請が行われた日から起算して1年以内に上場が行われなかった場合には、当該上場申請は効力を失うものとする。

4 当取引所は、第1項の上場申請により、同項の新たなベンチャーファンド又は新投資口予約権証券を上場する場合には、その上場日に、上場有価証券原簿の記載事項を変更又は新たに記載するものとする。

(新ベンチャーファンドの上場)

第1310条 (略)

(新投資口予約権証券の上場)

第1310条の2 第1309条の規定により上場申請のあった新投資口予約権証券が、上場ベンチャーファンドを目的とするものである場合

(b) 未公開株等、未公開株等関連資産、上場後5年以内の株券等、上場後5年以内の継続保有株券等及び上場後5年を経過した継続保有株券等以外の資産が、流動資産等及び運用資産等に係る価格変動による損失の危険その他の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険その他の危険を減殺することが客観的に認められる取引に係る権利その他の資産に限られる旨。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

(c) ~ (f)

g・h

(新証券の上場申請)

第1309条 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が当取引所に上場していない新たなベンチャーファンドの上場を申請する場合には、当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人又はベンチャーファンド資産運用会社が当取引所所定の「有価証券上場申請書」を提出するものとする。ただし、「有価証券上場申請書」に記載すべき事項が、第1312条の規定に基づく情報の開示又は第1313条の規定により当取引所に提出した書類に含まれている場合は、当該開示又は提出をもってその上場を申請したものとみなす。

2 (略)

(新設)

3 当取引所は、第1項の上場申請により、同項の新たなベンチャーファンドを上場する場合には、その上場日に、上場有価証券原簿の記載事項を変更するものとする。

(新証券の上場)

第1310条 (略)

(新設)

には、次の各号に掲げる基準に適合するとき
上場を承認するものとする。

(1) 上場申請のあった新投資口予約権証券
が施行規則で定める基準に適合するものであ
ること。

(2) 新投資口予約権証券の発行者である上
場ベンチャーファンドに係るベンチャーファ
ンド発行投資法人において次のa又はbのい
ずれかの手続きが実施されていること（当該
上場ベンチャーファンドに係るベンチャーフ
ァンド発行投資法人が当該新投資口予約権証
券に関して法第2条第6項第3号に規定する
契約を締結している場合（この条において
「コミットメント型の場合」という。）を除
く。）。

a 取引参加者による投資口の発行の合理性
に係る審査

b 投資主総会決議などによる投資主の意思
確認

(3) 新投資口予約権証券の発行者である上
場ベンチャーファンドに係るベンチャーファ
ンド発行投資法人の運用成績及び財政状態
が、次のa及びbのいずれにも該当していな
いこと（コミットメント型の場合を除
く。）。

a 直前営業期間（直近で提出した有価証券
報告書等が対象とする営業期間をいう。次
のbにおいて同じ。）において純利益の額
が正でないこと。

b 直前営業期間の末日において純資産総額
が5,000万円以上でないこと。

(4) 公益又は投資者保護の観点から、その
上場が適当でないと認められるものでないこ
と。

2 前項の規定により新投資口予約権証券が上場
されることとなる場合には、当該上場申請を行
った者は、施行規則で定める当取引所所定の
「確約書」を提出するものとする。

3 第1項の審査に関して必要な事項は、上場審
査等に関するガイドラインをもって定める。

4 その他新投資口予約権証券の上場に関して必
要な事項は、施行規則で定める。

(上場ベンチャーファンドに関する情報の開
示)

第1312条 (略)

2 上場ベンチャーファンド発行者等は、次の各
号のいずれかに該当する場合（施行規則で定め

(上場ベンチャーファンドに関する情報の開
示)

第1312条 (略)

2 上場ベンチャーファンド発行者等は、次の各
号のいずれかに該当する場合（第1号及び第3

る基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。)は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が次の a から r までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合 (当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

a ~ l

m 資産の運用に係る委託契約の締結又はその解約

n 法第166条第6項第4号又は法第167条第5項第5号に規定する要請

o 投資信託法第80条の2第1項 (同法第80条の5第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による自己投資口の取得

p 新投資口予約権無償割当て

q (略)

r a から前 q までに掲げる事項のほか、上場ベンチャーファンド又は上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人に、次の a から u までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a 投資信託法第214条の規定による業務改善命令

b 特定有価証券 (法第163条第1項に規定する特定有価証券をいう。以下この b において同じ。)又は特定有価証券に係るオプションの上場の廃止の原因となる事実

(削る)

c (略)

d 投資信託法第215条第2項の規定による登録取消しの通告

(削る)

号に掲げる事項にあつては、施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。)は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が次の a から n までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合 (当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

a ~ l

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

m (略)

n a から前 m までに掲げる事項のほか、上場ベンチャーファンド又は上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人に、次の a から k までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a 業務改善命令、登録の取消しその他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発

b 法令上の解散事由への該当

c 法律の規定に基づく破産手続若しくは再生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合

d (略)

(新設)

dの2 総資産有利子負債比率が20%を超えた場合

(削る)	<u>dの3 総資産有利子負債比率が20%を超えた状態において、総資産有利子負債比率が20%以下になった場合</u>
e～j (略)	e～j (略)
<u>k 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害</u>	(新設)
<u>l 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。</u>	(新設)
<u>m 資産の運用の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。</u>	(新設)
<u>n 投資信託法第216条第1項の規定による同法第187条の登録の取消しその他これに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発</u>	(新設)
<u>o 債権者その他の当該ベンチャーファンド発行投資法人以外の者による破産手続開始又は再生手続開始の申立て</u>	(新設)
<u>p 不渡り等</u>	(新設)
<u>q 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。</u>	(新設)
<u>r 主要取引先（施行令第29条の2の3第7号に定める主要取引先をいう。）との取引の停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止</u>	(新設)
<u>s 債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長（債務の免除に準ずると当取引所が認めるものに限る。）又は第三者による債務の引受け若しくは弁済</u>	(新設)
<u>t 資源の発見</u>	(新設)
<u>u aから前tに掲げる事実のほか、上場ベンチャーファンド又は上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</u>	<u>k aから前jに掲げる事実のほか、上場ベンチャーファンド又は上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</u>

<p>(3) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社が次の a から <u>o</u> までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>当該ベンチャーファンド資産運用会社の合併</u></p> <p>c <u>当該ベンチャーファンド資産運用会社の破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て</u></p> <p>d <u>当該ベンチャーファンド資産運用会社の解散（合併による解散を除く。）</u></p> <p>e <u>当該ベンチャーファンド発行投資法人から委託された資産の運用に係る事業の休止又は廃止</u></p> <p>f <u>当該ベンチャーファンド発行投資法人から委託を受けて行う資産の運用の全部又は一部の休止又は廃止</u></p> <p>g <u>当該ベンチャーファンド資産運用会社の会社分割</u></p> <p>h <u>当該ベンチャーファンド資産運用会社の事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け</u> (削る)</p> <p>hの2 (略)</p> <p>i <u>当該ベンチャーファンド発行投資法人と締結した資産の運用に係る委託契約の解約</u></p> <p>j <u>当該ベンチャーファンド資産運用会社の株式交換</u></p> <p>k <u>当該ベンチャーファンド資産運用会社の株式移転</u></p> <p>l <u>当該ベンチャーファンド資産運用会社の株式交付</u></p> <p>m <u>当該ベンチャーファンド発行投資法人から委託を受けて行う資産の運用であって、新たな資産の運用であるものの開始</u></p> <p>n <u>当該ベンチャーファンド資産運用会社が法令に基づき行政庁に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出</u></p> <p>o a から前 n までに掲げる事項のほか、上場ベンチャーファンド又は上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p>	<p>(3) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社が次の a から <u>i</u> までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a (略)</p> <p>b 合併</p> <p>c 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て</p> <p>d 解散（合併による解散を除く。）</p> <p>e <u>資産の運用に係る業務の廃止</u> (新設)</p> <p>f <u>会社分割（事業の全部を承継させる場合に限る。）</u></p> <p>g 事業の全部の譲渡</p> <p>h <u>法に基づき内閣総理大臣等に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出</u></p> <p>hの2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>i a から前 h の 2 までに掲げる事項のほか、上場ベンチャーファンド又は上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p>
--	--

(4) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社に、次のaからlまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a 法第51条の規定による業務改善命令

b 上場廃止の原因となる事実（第1318条第1項第2号に掲げる事由に係るものに限る。）

c a及び前bに掲げる事実のほか、行政庁による法令に基づく認可、承認若しくは処分又は行政庁による法令違反に係る告発

d 特定関係法人（法第166条第5項に規定する特定関係法人をいう。以下この号において同じ。）の異動

e 主要株主の異動

f 当該ベンチャーファンド発行投資法人から委託された資産の運用に係る財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

g 当該ベンチャーファンド発行投資法人から委託された資産の運用に係る事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

h (略)

i 不渡り等

j 特定関係法人に係る破産手続開始の申立て等

k 特別支配株主（当該特別支配株主が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。）が当該ベンチャーファンド資産運用会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該決定（公表がされた（法第166条第4項に規定する公表がされたことをいう。）ものに限る。）に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。

l aから前kまでに掲げる事実のほか、上場ベンチャーファンド又は上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(4) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社に、次のaからeまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a 業務改善命令、登録の取消しその他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発

b 一般社団法人投資信託協会の会員でなくなること。

c 当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社でなくなるこ

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

d (略)

(新設)

(新設)

(新設)

e aから前dまでに掲げる事実のほか、上場ベンチャーファンド又は上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

3 上場ベンチャーファンドの運用資産等に関する情報の適時開示については、上場ベンチャーファンド発行者等は、次の各号のいずれかに該当する場合（施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社が次の a から c までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a (略)

b 運用資産等に係る資産の貸借又は貸借の解消

c a 及び前 b に掲げるもののほか、運用資産等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) 運用資産等に次の a から e までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a～c (略)

d 運用資産等の貸借の解消（上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社が、当該運用資産等の貸借の解消を行うことについての決定をした場合において、前号 b の規定に基づきその内容を開示したときを除く。）

e a から前 d までに掲げるもののほか、運用資産等に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

4 (略)

5 上場ベンチャーファンド発行者等は、上場ベンチャーファンドに係るファンドの営業収益、経常利益、純利益又は金銭の分配について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値）に比較して当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が新たに算出した予想値又は当営業期間の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして施行規則で定める基準に該当するものに限る。）が生じた場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

6 上場ベンチャーファンド発行者等は、運用資産等に関する次の各号に掲げる事項を、3 か月ごとに1回開示しなければならない。

3 上場ベンチャーファンドの運用資産等に関する情報の適時開示については、上場ベンチャーファンド発行者等は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項にあつては、施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社が次の a 又は b に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a (略)

(新設)

b 前 a に掲げるもののほか、運用資産等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) 運用資産等に次の a から d までに掲げる事実が発生した場合

a～c (略)

(新設)

d a から前 c までに掲げるもののほか、運用資産等に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

4 (略)

(新設)

5 上場ベンチャーファンド発行者等は、運用資産等に関する次の各号に掲げる事項を、3 か月ごとに1回開示しなければならない。

(1) 運用資産等の内容

(2)・(3) (略)

(4) 継続保有株券等の保有理由及び運用方針

(5) (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 第401条、第411条の2、第413条から第414条まで及び第416条の規定は、前各項の規定に基づく開示について、第415条及び第417条の規定は、上場ベンチャーファンド発行者等についてそれぞれ準用する。

(上場ベンチャーファンドに関する行動規範)

第1316条 上場ベンチャーファンド発行者等は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は投資主の利益の侵害をもたらすおそれのある上場ベンチャーファンドに係る新投資口予約権無償割当て又は投資口の併合若しくは分割を行わないものとする。

2 第442条、第443条、第449条及び第450条の規定は、上場ベンチャーファンド発行者等について準用する。

(上場廃止基準)

第1318条 上場ベンチャーファンドが次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が次のaからcまでのいずれかに該当する場合は、当該上場ベンチャーファンドの上場を廃止する。

a・b (略)

c 第1312条第6項第5号に規定する事項の開示のために、運用資産等である未公開株等及び未公開株等関連資産の評価を一般社団法人投資信託協会の定める投資信託財産の評価及び計理等に関する規則第14条に規定する方法で行っていない場合であって、かつ、その評価を未公開株等評価機関に委託していない場合

(1) 上場後5年以内の株券等、上場後5年以内の継続保有株券等及び上場後5年を経過した継続保有株券等の銘柄

(2)・(3) (略)

(4) 上場後5年を経過した継続保有株券等の保有理由及び運用方針

(5) (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 第401条、第411条の2、第413条から第414条まで及び第416条の規定は、前各項の規定に基づく開示について、第415条、第417条、第443条及び第450条の規定は、上場ベンチャーファンド発行者等についてそれぞれ準用する。

(上場ベンチャーファンドに関する行動規範)

第1316条 上場ベンチャーファンド発行者等は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は投資主の利益の侵害をもたらすおそれのある上場ベンチャーファンドに係る投資口の併合又は分割を行わないものとする。

(新設)

(上場廃止基準)

第1318条 上場ベンチャーファンドが次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が次のaからcまでのいずれかに該当する場合は、当該上場ベンチャーファンドの上場を廃止する。

a・b (略)

c 未公開株等評価機関への委託を行わなくなった場合

(2) (略)

2 上場ベンチャーファンドの銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 運用資産等の比率

上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人に係る営業期間の末日において、未公開株等投資比率が50%以下となった場合において、1年以内に未公開株等投資比率が50%を超えないとき。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

(2) 上場投資口口数

上場投資口口数（自己投資口口数（自己投資口処分決議を行った場合には、処分する投資口口数を除く。）を除く。）が2,000単位未満である場合

(3)～(6) (略)

(7) 規約等の記載事項

上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の規約（d（b）においてはこれに類する書類を含む。）において、次のaからfまでのいずれかに掲げる変更が行われる場合

a 未公開株等投資比率を原則として50%超とする旨の定めがなくなること。

b 未公開株等、未公開株等関連資産及び継続保有株券等以外の資産が、投資信託法施行規則第19条第3項各号に掲げるもの、流動資産等及び運用資産等に係る価格変動による損失の危険その他の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険その他の危険を減殺することが客観的に認められる取引に係る権利その他の資産に限られる旨の定めがなくなること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

c～f (略)

(8)～(12) (略)

3・4

(上場等に関する料金)

(2) (略)

2 上場ベンチャーファンドの銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 運用資産等の比率

上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人に係る営業期間の末日において、未公開株等投資比率が70%未満又は特定未公開株等投資比率が50%未満となった場合において、1年以内に未公開株等投資比率が70%以上、かつ、特定未公開株等投資比率が50%以上とならないとき。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

(2) 上場投資口口数

上場投資口口数が2,000単位未満である場合

(3)～(6) (略)

(7) 規約等の記載事項

上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の規約（d（b）においてはこれに類する書類を含む。）において、次のaからfまでのいずれかに掲げる変更が行われる場合

a 未公開株等投資比率を70%以上とする旨又は特定未公開株等投資比率を原則として50%以上とする旨の定めがなくなること。

b 未公開株等、未公開株等関連資産、上場後5年以内の株券等、上場後5年以内の継続保有株券等及び上場後5年を経過した継続保有株券等以外の資産が、流動資産等及び運用資産等に係る価格変動による損失の危険その他の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険その他の危険を減殺することが客観的に認められる取引に係る権利その他の資産に限られる旨の定めがなくなること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

c～f (略)

(8)～(12) (略)

3・4

(上場に関する料金)

第1323条 新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人及び上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、上場審査料、予備審査料、上場廃止に係る審査料、新規上場料、追加発行時の追加上場料及び年間上場料その他の上場等に関する料金を施行規則で定めるところにより支払うものとする。

付 則

この改正規定は、令和7年2月28日から施行する。

第1323条 新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人及び上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、上場審査料、予備審査料、上場廃止に係る審査料、新規上場料、追加発行時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金を施行規則で定めるところにより支払うものとする。

取引参加者規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場適格性調査体制等の整備)</p> <p>第22条の4 (略)</p> <p>2 有価証券上場規程第304条第1項第2号aに規定する増資の合理性に係る審査又は同第1211条第1項第2号a、<u>第1310条の2第1項第2号a</u>及び第1511条第1項第2号aに規定する投資口の発行の合理性に係る審査を行う取引参加者は、当取引所が定めるところにより、当該増資又は該投資口の発行の合理性に係る審査体制を整備しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和7年2月28日から施行する。</p>	<p>(上場適格性調査体制等の整備)</p> <p>第22条の4 (略)</p> <p>2 有価証券上場規程第304条第1項第2号aに規定する増資の合理性に係る審査又は同第1211条第1項第2号a及び第1511条第1項第2号aに規定する投資口の発行の合理性に係る審査を行う取引参加者は、当取引所が定めるところにより、当該増資又は該投資口の発行の合理性に係る審査体制を整備しなければならない。</p>

T o S T N e T市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(単一銘柄取引等の定義)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この章において自己株式立会外買付取引とは、この章に定めるところに従って上場会社又は上場投資法人（上場不動産投資信託証券、<u>上場ベンチャーファンド</u>又は上場内国インフラファンドの発行者である投資法人をいう。）が行う次の各号に掲げるT o S T N e T取引をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和7年2月28日から施行する。</p>	<p>(単一銘柄取引等の定義)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この章において自己株式立会外買付取引とは、この章に定めるところに従って上場会社又は上場投資法人（上場不動産投資信託証券又は上場内国インフラファンドの発行者である投資法人をいう。）が行う次の各号に掲げるT o S T N e T取引をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この施行規則において「IFRS任意適用会社」、「ETN」、「ETN信託受益証券」、「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「1単位」、「親会社」、「親会社等」、「外国」、「外国会社」、「外国株券」、「外国株券等」、「外国株券等実質株主」、「外国株信託受益証券」、「外国株預託証券」、「外国株預託証券等」、「外国金融商品取引所等」、「外国投資証券」、「外国投資信託」、「外国投資法人」、「外国持株会社」、「開示府令」、「会社」、「株券等」、「株式事務代行機関」、「株主等基準日」、「関係会社」、「監査証明」、「監査証明に相当する証明」、「監査証明府令」、「幹事取引参加者」、「関連会社」、「企業グループ」、「企業集団」、「議決権付株式」、「基準日等」、「協同組織金融機関」、「虚偽記載」、「金融商品取引業者」、「交換社債券」、「公認会計士」、「公認会計士等」、「公募」、「子会社」、「子会社連動配当株」、「国際統一基準金庫」、「国際統一基準行等」、「債券」、「財務諸表等」、「財務書類」、「自己株式」、「資産運用会社」、「指定振替機関」、「支配株主」、「四半期会計期間」、「四半期累計期間」、「四半期連結会計期間」、「四半期連結累計期間」、「受益証券」、「出資証券」、「上場ETN信託受益証券」、「上場外国会社」、「上場外国株券」、「上場外国株券等」、「上場外国株信託受益証券」、「上場外国株預託証券等」、「上場会社」、「上場株券等」、「上場議決権付株式」、「上場交換社債券」、「上場債券」、「上場転換社債型新株予約権付社債券」、「上場内国会社」、「上場内国株券」、「上場無議決権株式」、「上場有価証券」、「上場優先株等」、「上場優先出資証券」、「新株予約権証券」、「新規上場」、「新規上場申請者」、「人的分割」、「数量制限付分売」、「施行令」、「第三者割当」、「立会外分売」、「単元株式数」、「中間財務諸表等」、「重複上場」、「直前事業年度の末日等」、「テクニカル上場規定」、「転換」、「転換社債型新株予約権付社債券」、「投資証券」、「投資信託」、「投資信託委託会社」、「投資信託法」、「<u>投資信託法施行規則</u>」、「投資法人」、「投資法人計算規則」、「特定有価証券</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この施行規則において「IFRS任意適用会社」、「ETN」、「ETN信託受益証券」、「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「1単位」、「親会社」、「親会社等」、「外国」、「外国会社」、「外国株券」、「外国株券等」、「外国株券等実質株主」、「外国株信託受益証券」、「外国株預託証券」、「外国株預託証券等」、「外国金融商品取引所等」、「外国投資証券」、「外国投資信託」、「外国投資法人」、「外国持株会社」、「開示府令」、「会社」、「株券等」、「株式事務代行機関」、「株主等基準日」、「関係会社」、「監査証明」、「監査証明に相当する証明」、「監査証明府令」、「幹事取引参加者」、「関連会社」、「企業グループ」、「企業集団」、「議決権付株式」、「基準日等」、「協同組織金融機関」、「虚偽記載」、「金融商品取引業者」、「交換社債券」、「公認会計士」、「公認会計士等」、「公募」、「子会社」、「子会社連動配当株」、「国際統一基準金庫」、「国際統一基準行等」、「債券」、「財務諸表等」、「財務書類」、「自己株式」、「資産運用会社」、「指定振替機関」、「支配株主」、「四半期会計期間」、「四半期累計期間」、「四半期連結会計期間」、「四半期連結累計期間」、「受益証券」、「出資証券」、「上場ETN信託受益証券」、「上場外国会社」、「上場外国株券」、「上場外国株券等」、「上場外国株信託受益証券」、「上場外国株預託証券等」、「上場会社」、「上場株券等」、「上場議決権付株式」、「上場交換社債券」、「上場債券」、「上場転換社債型新株予約権付社債券」、「上場内国会社」、「上場内国株券」、「上場無議決権株式」、「上場有価証券」、「上場優先株等」、「上場優先出資証券」、「新株予約権証券」、「新規上場」、「新規上場申請者」、「人的分割」、「数量制限付分売」、「施行令」、「第三者割当」、「立会外分売」、「単元株式数」、「中間財務諸表等」、「重複上場」、「直前事業年度の末日等」、「テクニカル上場規定」、「転換」、「転換社債型新株予約権付社債券」、「投資証券」、「投資信託」、「投資信託委託会社」、「投資信託法」、「投資法人」、「投資法人計算規則」、「特定有価証券開示府令」、「内閣総理大臣</p>

開示府令」、「内閣総理大臣等」、「内国会社」、「内国株券」、「内部統制報告書」、「買収への対応方針」、「買収への対抗措置」、「発行者」、「半期報告書」、「非参加型優先株」、「振替法」、「法」、「募集株式」、「募集株式等」、「本国」、「本国等」、「無議決権株式」、「有価証券」、「有価証券届出書」、「有価証券報告書」、「有価証券報告書等」、「優先株等」、「優先出資」、「優先出資証券」、「優先出資法」、「預託機関等」、「預託契約等」及び「流通株式」とは、それぞれ規程第2条に規定するIFRS任意適用会社、ETN、ETN信託受益証券、委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、1単位、親会社、親会社等、外国、外国会社、外国株券、外国株券等、外国株券等実質株主、外国株信託受益証券、外国株預託証券、外国株預託証券等、外国金融商品取引所等、外国投資証券、外国投資信託、外国投資法人、外国持株会社、開示府令、会社、株券等、株式事務代行機関、株主等基準日、関係会社、監査証明、監査証明に相当する証明、監査証明府令、幹事取引参加者、関連会社、企業グループ、企業集団、議決権付株式、基準日等、協同組織金融機関、虚偽記載、金融商品取引業者、交換社債券、公認会計士、公認会計士等、公募、子会社、子会社連動配当株、国際統一基準金庫、国際統一基準行等、債券、財務諸表等、財務書類、自己株式、資産運用会社、指定振替機関、支配株主、四半期会計期間、四半期累計期間、四半期連結会計期間、四半期連結累計期間、受益証券、出資証券、上場ETN信託受益証券、上場外国会社、上場外国株券、上場外国株券等、上場外国株信託受益証券、上場外国株預託証券等、上場会社、上場株券等、上場議決権付株式、上場交換社債券、上場債券、上場転換社債型新株予約権付社債券、上場内国会社、上場内国株券、上場無議決権株式、上場有価証券、上場優先株等、上場優先出資証券、新株予約権証券、新規上場、新規上場申請者、人的分割、数量制限付分売、施行令、第三者割当、立会外分売、単元株式数、中間財務諸表等、重複上場、直前事業年度の末日等、テクニカル上場規定、転換、転換社債型新株予約権付社債券、投資証券、投資信託、投資信託委託会社、投資信託法、投資信託法施行規則、投資法人、投資法人計算規則、特定有価証券開示府令、内閣総理大臣等、内国会社、内国株券、内部統制報告書、買収への対応方針、買収への対抗措置、発行者、半期報告書、非参加型優先株、振替法、法、募集株式、募集株式等、本国、本国等、無

議決権株式、有価証券、有価証券届出書、有価証券報告書等、優先株等、優先出資、優先出資証券、優先出資法、預託機関等、預託契約等」及び「流通株式」とは、それぞれ規程第2条に規定するIFRS任意適用会社、ETN、ETN信託受益証券、委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、1単位、親会社、親会社等、外国、外国会社、外国株券、外国株券等、外国株券等実質株主、外国株信託受益証券、外国株預託証券、外国株預託証券等、外国金融商品取引所等、外国投資証券、外国投資信託、外国投資法人、外国持株会社、開示府令、会社、株券等、株式事務代行機関、株主等基準日、関係会社、監査証明、監査証明に相当する証明、監査証明府令、幹事取引参加者、関連会社、企業グループ、企業集団、議決権付株式、基準日等、協同組織金融機関、虚偽記載、金融商品取引業者、交換社債券、公認会計士、公認会計士等、公募、子会社、子会社連動配当株、国際統一基準金庫、国際統一基準行等、債券、財務諸表等、財務書類、自己株式、資産運用会社、指定振替機関、支配株主、四半期会計期間、四半期累計期間、四半期連結会計期間、四半期連結累計期間、受益証券、出資証券、上場ETN信託受益証券、上場外国会社、上場外国株券、上場外国株券等、上場外国株信託受益証券、上場外国株預託証券等、上場会社、上場株券等、上場議決権付株式、上場交換社債券、上場債券、上場転換社債型新株予約権付社債券、上場内国会社、上場内国株券、上場無議決権株式、上場有価証券、上場優先株等、上場優先出資証券、新株予約権証券、新規上場、新規上場申請者、人的分割、数量制限付分売、施行令、第三者割当、立会外分売、単元株式数、中間財務諸表等、重複上場、直前事業年度の末日等、テクニカル上場規定、転換、転換社債型新株予約権付社債券、投資証券、投資信託、投資信託委託会社、投資信託法、投資法人、投資法人計算規則、特定有価証券開示府令、内閣総理大臣等、内国会社、内国株券、内部統制報告書、買収への対応方針、買収への対抗措置、発行者、半期報告書、非参加型優先株、振替法、法、募集株式、募集株式等、本国、本国等、無議決権株式、有価証券、有価証券届出書、有価証券報告

議決権株式、有価証券、有価証券届出書、有価証券報告書、有価証券報告書等、優先株等、優先出資、優先出資証券、優先出資法、預託機関等、預託契約等及び流通株式をいう。

2・3 (略)

(第6編における定義)

第1201条 この編において、「インフラ関連有価証券」、「インフラ資産」、「インフラ資産等」、「インフラ投資資産」、「インフラファンド」、「運用資産等」、「オペレーター」、「外国インフラファンド」、「外国インフラファンド信託受益証券」、「カンントリーファンド」、「管理会社」、「自己投資口」、「上場インフラファンド」、「上場外国インフラファンド」、「上場外国インフラファンド信託受益証券」、「上場カンントリーファンド」、「継続保有株券等」、「上場内国インフラファンド」、「上場不動産投資信託証券」、「上場ベンチャーファンド」、「信託会社等」、「信託受託者」、「新投資口予約権証券」、「適性インフラ投資資産」、「内国インフラファンド」、「不動産関連資産」、「不動産等」、「不動産投資信託証券」、「ベンチャーファンド」、「未公開株等」、「未公開株等関連資産」、「未公開株等評価機関」及び「流動資産等」とは、それぞれ規程第1201条に規定するインフラ関連有価証券、インフラ資産、インフラ資産等、インフラ投資資産、インフラファンド、運用資産等、オペレーター、外国インフラファンド、外国インフラファンド信託受益証券、カンントリーファンド、管理会社、自己投資口、上場インフラファンド、上場外国インフラファンド、上場外国インフラファンド信託受益証券、上場カンントリーファンド、継続保有株券等、上場内国インフラファンド、上場不動産投資信託証券、上場ベンチャーファンド、信託会社等、信託受託者、新投資口予約権証券、適性インフラ投資資産、内国インフラファンド、不動産関連資産、不動産等、不動産投資信託証券、ベンチャーファンド、未公開株等、未公開株等関連資産、未公開株等評価機関及び流動資産等をいう。

2～10 (略)

書、有価証券報告書等、優先株等、優先出資、優先出資証券、優先出資法、預託機関等、預託契約等及び流通株式をいう。

2・3 (略)

(第6編における定義)

第1201条 この編において、「インフラ関連有価証券」、「インフラ資産」、「インフラ資産等」、「インフラ投資資産」、「インフラファンド」、「運用資産等」、「オペレーター」、「外国インフラファンド」、「外国インフラファンド信託受益証券」、「カンントリーファンド」、「管理会社」、「自己投資口」、「上場インフラファンド」、「上場外国インフラファンド」、「上場外国インフラファンド信託受益証券」、「上場カンントリーファンド」、「上場後5年以内の株券等」、「上場後5年以内の継続保有株券等」、「上場後5年を経過した継続保有株券等」、「上場内国インフラファンド」、「上場不動産投資信託証券」、「上場ベンチャーファンド」、「信託会社等」、「信託受託者」、「新投資口予約権証券」、「適性インフラ投資資産」、「内国インフラファンド」、「不動産関連資産」、「不動産等」、「不動産投資信託証券」、「ベンチャーファンド」、「未公開株等」、「未公開株等関連資産」、「未公開株等評価機関」及び「流動資産等」とは、それぞれ規程第1201条に規定するインフラ関連有価証券、インフラ資産、インフラ資産等、インフラ投資資産、インフラファンド、運用資産等、オペレーター、外国インフラファンド、外国インフラファンド信託受益証券、カンントリーファンド、管理会社、自己投資口、上場インフラファンド、上場外国インフラファンド、上場外国インフラファンド信託受益証券、上場カンントリーファンド、上場後5年以内の株券等、上場後5年以内の継続保有株券等、上場後5年を経過した継続保有株券等、上場内国インフラファンド、上場不動産投資信託証券、上場ベンチャーファンド、信託会社等、信託受託者、新投資口予約権証券、適性インフラ投資資産、内国インフラファンド、不動産関連資産、不動産等、不動産投資信託証券、ベンチャーファンド、未公開株等、未公開株等関連資産、未公開株等評価機関及び流動資産等をいう。

2～10 (略)

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第1202条 (略)

2 規程第1204条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる新規上場申請銘柄の区分に従い、当該各号に定める書類とする。

(1) 投資証券

次のaからjまでに掲げる書類

a～i (略)

j 新規上場申請日の属する営業期間の初日以後に、新規上場申請銘柄の発行者である者が自己投資口取得決議（自己投資口の取得に係る投資信託法第80条の2第3項の規定による決議をいう。以下同じ。）、自己投資口処分決議（自己投資口の処分に係る同法第80条第4項の規定による決議をいう。以下同じ。）又は自己投資口消却決議（自己投資口の消却に係る同法第80条第4項の規定による決議をいう。以下同じ。）を行った場合には、当該決議を行った役員会の議事録の写し

(2) (略)

3・4 (略)

(新投資口予約権無償割当てに関する規制)

第1221条の2

2・3 (略)

4 第1項に規定する当該新投資口予約権の継続所有、譲渡時及び当取引所からの当該所有状況に係る照会時の当取引所への報告並びに確約内容及び報告内容の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項とは、次の各号に掲げる事項をいうものとする。

(1) 新投資口予約権無償割当てを受けた者は、割当てを受けた当該新投資口予約権（以下「割当新投資口予約権」という。）を、原則として、同項に規定する日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において前項に規定する日以後1年間を経過していない場合には、前項に規定する日以後1年間を経過する日）まで所有すること。この場合において、割当新投資口予約権の行使により取得した投資口又は当該投資口の分割により取得した投資口（以下「割当新投資口予約権に係る取得投資口」という。）についても同日まで所有すること。

(2)～(7) (略)

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第1202条 (略)

2 規程第1204条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる新規上場申請銘柄の区分に従い、当該各号に定める書類とする。

(1) 投資証券

次のaからjまでに掲げる書類

a～i (略)

j 新規上場申請日の属する営業期間の初日以後に、新規上場申請銘柄の発行者である者が自己投資口取得決議（自己投資口の取得に係る投資信託法第80条の2第3項の規定による決議をいう。）、自己投資口処分決議（自己投資口の処分に係る同法第80条第4項の規定による決議をいう。以下同じ。）又は自己投資口消却決議（自己投資口の消却に係る同法第80条第4項の規定による決議をいう。以下同じ。）を行った場合には、当該決議を行った役員会の議事録の写し

(2) (略)

3・4 (略)

(新投資口予約権無償割当てに関する規制)

第1221条の2

2・3 (略)

4 第1項に規定する当該新投資口予約権の継続所有、譲渡時及び当取引所からの当該所有状況に係る照会時の当取引所への報告並びに確約内容及び報告内容の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項とは、次の各号に掲げる事項をいうものとする。

(1) 新投資口予約権無償割当てを受けた者は、割当てを受けた当該新投資口予約権（以下「割当新投資口予約権」という。以下同じ。）を、原則として、同項に規定する日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において前項に規定する日以後1年間を経過していない場合には、前項に規定する日以後1年間を経過する日）まで所有すること。この場合において、割当新投資口予約権の行使により取得した投資口又は当該投資口の分割により取得した投資口（以下「割当新投資口予約権に係る取得投資口」という。以下同じ。）についても同日まで所有すること。

(2)～(7) (略)

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第1302条 (略)

2 規程第1304条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1)～(7) (略)

(8) 未公開株等及び未公開株等関連資産の評価に係る業務を未公開株等評価機関に委託している場合には、次のa及びbに掲げる書類

a 未公開株等及び未公開株等関連資産の評価に係る業務を未公開株等評価機関に委託していることを証する書面

b 当取引所所定の未公開株等評価機関に関する概要書

(9) 規程第1312条第6項第5号に規定する事項の開示のために運用資産である未公開株等及び未公開株等関連資産の評価を一般社団法人投資信託協会の定める投資信託財産の評価及び計理等に関する規則第14条に規定する方法で行う場合には、その旨を新規ベンチャーファンド上場申請者が確約した書面

(10) 新規上場申請日の属する営業期間の初日以後に、新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人が自己投資口取得決議、自己投資口処分決議又は自己投資口消却決議を行った場合には、当該決議を行った役員会の議事録の写し

3～5 (略)

(新規上場申請に係る提出書類の公衆縦覧)

第1304条 規程第1304条第6項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1)・(2) (略)

(3) 次条第3項第2号aに掲げる書類

(4) (略)

(上場審査の形式要件の取扱い)

第1305条 規程第1305条第2号に規定する未公開株等及び継続保有株券等への投資額、運用資産等の総額、総資産有利子負債比率並びに純資産総額の算定において使用する各資産の額は、基準営業期間の末日における貸借対照表(比較情報を除く。)に計上した額その他の当取引所が適当と認める額(ベンチャーファンド

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第1302条 (略)

2 規程第1304条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1)～(7) (略)

(8) 未公開株等及び未公開株等関連資産の評価に係る業務を未公開株等評価機関に委託していることを証する書面

(新設)

(新設)

(9) 当取引所所定の未公開株等評価機関に関する概要書

(新設)

3～5 (略)

(新規上場申請に係る提出書類の公衆縦覧)

第1304条 規程第1304条第6項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1)・(2) (略)

(3) 次条第4項第2号aに掲げる書類

(4) (略)

(上場審査の形式要件の取扱い)

第1305条 規程第1305条第2号に規定する未公開株等、上場後5年以内の株券等、上場後5年以内の継続保有株券等及び上場後5年を経過した継続保有株券等への投資額、運用資産等の総額、総資産有利子負債比率並びに純資産総額の算定において使用する各資産の額は、基準営業期間の末日における貸借対照表(比較情

発行投資法人の設立後最初の営業期間が終了していない場合には、各資産の取得価額その他の当取引所が適当と認める額)によるものとする。

- 2 規程第1305条第2号aに規定する未公開株等及び継続保有株券等への投資額として施行規則で定める金額とは、未公開株等及び継続保有株券等(以下この項において「未公開株等関連証券」という。)の額並びに未公開株等関連資産のうち未公開株等関連証券に相当する部分の額の合計額とする。この場合において、未公開株等関連資産のうち未公開株等関連証券に相当する部分の額とは、次の算式により算出した額をいう。

算式

$$A \times (B \div C)$$

算式の符号

- A 未公開株等関連資産の額
B 当該未公開株等関連資産に係る資産総額に含まれる未公開株等関連証券の額
C 当該未公開株等関連資産に係る資産総額

(削る)

- 3 規程第1305条第2号aに規定する運用資産等の総額に占める未公開株等及び継続保有株券等への投資額として施行規則で定める金額の比率が50%を超える見込みのあることとは、次の各号のいずれかに適合していることをいうものとする。

報を除く。)に計上した額その他の当取引所が適当と認める額(ベンチャーファンド発行投資法人の設立後最初の営業期間が終了していない場合には、各資産の取得価額その他の当取引所が適当と認める額)によるものとする。

- 2 規程第1305条第2号aに規定する未公開株等、上場後5年以内の株券等、上場後5年以内の継続保有株券等及び上場後5年を経過した継続保有株券等への投資額として施行規則で定める金額とは、未公開株等、上場後5年以内の株券等、上場後5年以内の継続保有株券等及び上場後5年を経過した継続保有株券等(以下この項において「未公開株等関連証券」という。)の額並びに未公開株等関連資産のうち未公開株等関連証券に相当する部分の額の合計額とする。この場合において、未公開株等関連資産のうち未公開株等関連証券に相当する部分の額とは、次の算式により算出した額をいう。

算式

$$A \times (B \div C)$$

算式の符号

- A 未公開株等関連資産の額
B 当該未公開株等関連資産に係る資産総額に含まれる未公開株等関連証券の額
C 当該未公開株等関連資産に係る資産総額

- 3 規程第1305条第2号aに規定する未公開株等及び上場後5年以内の継続保有株券等への投資額として施行規則で定める金額は、未公開株等及び上場後5年以内の継続保有株券等(以下「特定未公開株等関連証券」という。)の額並びに未公開株等関連資産のうち特定未公開株等関連証券に相当する部分の額の合計額とする。この場合において、未公開株等関連資産のうち特定未公開株等関連証券に相当する部分の額とは、次の算式により算出した額をいう。

算式

$$D \times (E \div F)$$

算式の符号

- D 未公開株等関連資産の額
E 当該未公開株等関連資産に係る資産総額に含まれる特定未公開株等関連証券の額
F 当該未公開株等関連資産に係る資産総額

- 4 規程第1305条第2号aに規定する運用資産等の総額に占める未公開株等、上場後5年以内の株券等、上場後5年以内の継続保有株券等及び上場後5年を経過した継続保有株券等への投資額として施行規則で定める金額の比率が70%以上となり、かつ、未公開株等投資額に占める未公開株等及び上場後5年以内の継続保有株券等への投資額として施行規則で定める金額

(1) 上場申請時において、未公開株等投資比率（規程第1305条第2号aに規定する未公開株等投資比率をいう。以下同じ。）が50%を超えていること

(2) 新規ベンチャーファンド上場申請者が次のa及びbに掲げる書類を上場申請時に提出した場合において、上場後6か月以内に未公開株等投資比率が50%を超える見込みのあること。

a・b (略)

4 規程第1305条第2号bに規定する上場投資口口数については、上場日において見込まれる上場申請に係る投資口口数からベンチャーファンド発行投資法人が所有する自己投資口口数（自己投資口処分決議を行った場合においては、上場日までの間において処分する投資口口数を除く。）を減じた投資口口数を上場投資口口数とみなして審査を行うものとする。

5 規程第1305条第2号cに規定する純資産総額とは、資産総額から負債総額を控除した額とする。

6 (略)

7 規程第1305条第2号fの(b)に規定する施行規則で定める場合とは、未公開株等、未公開株等関連資産及び継続保有株券等以外の資産が、投資信託法施行規則第19条第3項各号に掲げるもの、流動資産等及び運用資産等に係る価格変動による損失の危険その他の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険その他の危険を減殺することが客観的に認められる取引に係る権利その他の資産に限られる旨を書面により確約する場合をいう。

8 (略)

9 (略)

(ベンチャーファンドの所有に関する規制)

第1320条 (略)

(新投資口予約権無償割当てに関する規制)

の比率が50%以上となる見込みのあることとは、次の各号のいずれかに適合していることをいうものとする。

(1) 上場申請時において、未公開株等投資比率（規程第1305条第2号aに規定する未公開株等投資比率をいう。以下同じ。）が70%以上であり、かつ、特定未公開株等投資比率（同aに規定する特定未公開株等投資比率をいう。以下同じ。）が50%以上であること

(2) 新規ベンチャーファンド上場申請者が次のa及びbに掲げる書類を上場申請時に提出した場合において、上場後6か月以内に未公開株等投資比率が70%以上になり、かつ、特定未公開株等投資比率が50%以上となる見込みのあること。

a・b (略)

(新設)

(新設)

5 (略)

6 規程第1305条第2号fの(b)に規定する施行規則で定める場合とは、未公開株等、未公開株等関連資産、上場後5年以内の株券等、上場後5年以内の継続保有株券等及び上場後5年を経過した継続保有株券等以外の資産が、流動資産等及び運用資産等に係る価格変動による損失の危険その他の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険その他の危険を減殺することが客観的に認められる取引に係る権利その他の資産に限られる旨を書面により確約する場合をいう。

7 (略)

8 (略)

(所有に関する規制)

第1320条 (略)

(新設)

第1320条の2 新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人が、新規上場申請日の6か月前の日以後において新投資口予約権無償割当てを行っている場合には、当該新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人は、当該新投資口予約権無償割当てを受けた者との間で、当該新投資口予約権の継続所有、譲渡時及び当取引所からの当該所有状況に係る照会時の当取引所への報告並びに確約内容及び報告内容の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該確約を証する書類を、新規上場申請日前に新投資口予約権無償割当てを行っている場合は新規上場申請日に、新規上場申請日以後に新投資口予約権無償割当てを行っている場合は新投資口予約権の無償割当てがその効力を生ずる日から遅滞なく（当取引所が上場を承認する日の前日までに）、提出するものとする。

2 新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人が、前項の規定に基づく書類の提出を行わないときは、当取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。

3 第1項に規定する新投資口予約権無償割当てを行っているかどうかの認定は、新投資口予約権無償割当てがその効力を生ずる日を基準として行うものとする。

4 第1項に規定する当該新投資口予約権の継続所有、譲渡時及び当取引所からの当該所有状況に係る照会時の当取引所への報告並びに確約内容及び報告内容の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項とは、次の各号に掲げる事項をいうものとする。

(1) 新投資口予約権無償割当てを受けた者は、割当新投資口予約権を、原則として、同項に規定する日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において前項に規定する日以後1年間を経過していない場合には、前項に規定する日以後1年間を経過する日）まで所有すること。この場合において、割当新投資口予約権に係る取得投資口についても同日まで所有すること。

(2) 新投資口予約権無償割当てを受けた者は、割当新投資口予約権又は割当新投資口予約権に係る取得投資口の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人に通知するとともに、事後において新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人にその内容を報告すること。

(3) 新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人は、新投資口予約権無償割当てを受けた者が割当新投資口予約権又は割当新投資口予約権に係る取得投資口の譲渡を行った場合には当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、投資口の口数、日付、価格並びに理由その他必要な事項を記載した書類を、当該譲渡が新規上場申請日前に行われたときには新規上場申請のときに、新規上場申請日以後に行われたときには譲渡後直ちに、当取引所に提出すること。

(4) 新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人は、割当新投資口予約権又は割当新投資口予約権に係る取得投資口の所有状況に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、必要に応じて新投資口無償割当てを受けた者に対し割当新投資口予約権又は割当新投資口予約権に係る取得投資口の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく割当新投資口予約権又は割当新投資口予約権に係る取得投資口の所有状況を当取引所に報告すること。

(5) 新投資口予約権無償割当てを受けた者は、新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人から前号に規定する割当新投資口予約権又は割当新投資口予約権に係る取得投資口の所有状況に係る確認を受けた場合には、直ちにその内容を新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人に報告すること。

(6) 新投資口予約権無償割当てを受けた者は、本項各号に掲げる内容及び割当新投資口予約権又は割当新投資口予約権に係る取得投資口の譲渡を行った場合にはその内容が、公衆縦覧に供されることに同意すること。

(7) その他当取引所が必要と認める事項

(新投資口予約権の所有に関する規制)

第1320条の3 新投資口予約権無償割当てを受けた者が、前条第1項に規定する確約に基づく所有を現に行っていない場合には、当取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、かつ、所有を行っていないことが適当であると認められる場合は、この限りでない。

(1) 割当てを受けた者がその経営の著しい不振により割当新投資口予約権又は割当新投資口予約権に係る取得投資口の譲渡を行う場合

(新設)

(2) その他社会通念上やむを得ないと認められる場合

- 2 新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人は、新投資口予約権無償割当てを受けた者が前条第1項に規定する確約に定める期間内において割当新投資口予約権又は割当新投資口予約権に係る取得投資口の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した書類を当取引所に提出するものとし、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。この場合において、当該書類は、当該割当新投資口予約権又は割当新投資口予約権に係る取得投資口の譲渡が新規上場申請日前に行われた場合には新規上場申請日に、新規上場申請日以後に行われた場合には譲渡後直ちに、当取引所に提出するものとする。
- 3 新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人は、新投資口予約権無償割当てを受けた者の割当新投資口予約権の所有状況に関して当取引所から照会を受けた場合には、当該割当新投資口予約権又は割当新投資口予約権に係る取得投資口の所有状況に係る報告を当取引所に行うものとする。
- 4 前項の報告は、新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人が必要に応じて新投資口予約権無償割当てを受けた者に対し割当新投資口予約権又は割当新投資口予約権に係る取得投資口の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく当取引所に報告するものとする。
- 5 新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人は、上場投資法人となった後においても、確約に定める期間内にある場合は、第2項及び第3項の規定の適用を受けるものとする。

(ベンチャーファンドの発行等の状況に関する記載)

第1321条 新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人は、新規上場申請日の6か月前の日から上場日の前日までの期間においてベンチャーファンドの発行等（ベンチャーファンドの発行又は新投資口予約権の無償割当てを行うことをいう。この条及び次条において同じ。）を行っている場合には、当該発行の状況を記載した書面を、新規上場申請日前にベンチャーファンドの発行を行っている場合は新規上場申請日に、新規上場申請日以後にベンチャーファンドの発行を行っている場合は当該ベンチャーファンドの発行後又は新投資口予約権無償割当てがその効力を生ずる日以後遅滞なく（当

(ベンチャーファンドの発行の状況に関する記載)

第1321条 新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人は、新規上場申請日の6か月前の日から上場日の前日までの期間においてベンチャーファンドを発行している場合には、当該発行の状況を記載した書面を、新規上場申請日前にベンチャーファンドの発行を行っている場合は新規上場申請日に、新規上場申請日以後にベンチャーファンドの発行を行っている場合は当該ベンチャーファンドの発行後遅滞なく（当取引所が上場を承認する日の前日までに）、提出するものとする。

取引所が上場を承認する日の前日までに)、提出するものとする。

(ベンチャーファンドの発行等の状況に関する記録の保存等)

第1322条 (略)

2・3 (略)

4 当取引所は、第2項の規定により提出された記録を検討した結果、前条の規定に基づくベンチャーファンドの発行等の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当該新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができる。

5 (略)

(新投資口予約権証券の上場基準)

第1325条の2 規程第1310条の2第1項第1号に規定する施行規則で定める基準とは、次の各号に掲げる基準とする。

(1) 新投資口予約権無償割当てにより発行されるものであること。

(2) 上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。

(3) 新投資口予約権が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取り扱いの対象となる見込みのあること。

2 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、規程第1310条の2第1項第2号に規定する手続きが実施されている場合には、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める書面を提出するものとする。

(1) 規程第1310条の2第1項第2号aに規定する手続きが実施されている場合
取引参加者が作成した当取引所所定の「投資口の発行の合理性に係る審査結果を記載した書面」

(2) 規程第1310条の2第1項第2号bに規定する手続きが実施されている場合
当取引所所定の「投資主の意思確認の結果について記載した書面」

3 規程第1310条の2第2項に規定する「確約書」は別記第5—7号様式によるものとする。

4 新投資口予約権証券の上場期間は、行使期間の初日以後の日であって当取引所が定める日か

(ベンチャーファンドの発行の状況に関する記録の保存等)

第1322条 (略)

2・3 (略)

4 当取引所は、第2項の規定により提出された記録を検討した結果、前条の規定に基づくベンチャーファンドの発行の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当該新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができる。

5 (略)

(新設)

ら、当該新投資口予約権の行使期間満了の前日の日であって当取引所が定める日までとする。

(上場ベンチャーファンドに関する情報の開示の取扱い)

第1326条 規程第1312条第2項及び第3項に規定する施行規則で定める基準とは、次の各号に掲げる事項の区分に従い、当該各号に定める基準をいう。この場合において、第1305条第1項の規定は、第2号、第3号、第6号及び第19号に規定する純資産総額の算定において使用する各資産の額について、同条第5項の規定は、第2号、第3号、第6号及び第19号に規定する純資産総額について、それぞれ準用する。

(1) (略)

(2) 規程第1312条第2項第2号kに掲げる事項

次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の末日における純資産総額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

b 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の経常利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

c 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の当期純利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(3) 規程第1312条第2項第2号1に掲げる事項

a 訴えが提起された場合

訴訟の目的の価額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の末日における純資産総額の100分の15に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該敗訴による当該ベンチャーファンド発行投資法人の営業収益の減少額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業

(上場ベンチャーファンドに関する情報の開示の取扱い)

第1326条 規程第1312条第2項及び第3項に規定する施行規則で定める基準とは、次の各号に掲げる事項の区分に従い、当該各号に定める基準をいう。

(1) (略)

(新設)

(新設)

期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

b 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前aに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等（訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。

以下この号及び第14号において同じ。）

の場合又は当該aに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の（a）

から（d）までに掲げるもののいずれにも該当すること。

（a） 判決等により当該ベンチャーファンド発行投資法人の給付する財産の額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の末日における純資産総額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

（b） 判決等の日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該判決等による当該ベンチャーファンド発行投資法人の営業収益の減少額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

（c） 判決等の日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該判決等による当該ベンチャーファンド発行投資法人の経常利益の減少額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の経常利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

（d） 判決等の日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該判決等による当該ベンチャーファンド発行投資法人の当期純利益の減少額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の当期純利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

（4） 規程第1312条第2項第2号mに掲げる事項

a 仮処分命令の申立てがなされた場合

当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該

（新設）

申立ての日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該仮処分命令による当該ベンチャーファンド発行投資法人の営業収益の減少額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

b 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前aに掲げる基準に該当する申立てについての裁判等（申立てについて裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この号及び第15号において同じ。）の場合又は当該aに掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の（a）から（c）までに掲げるもののいずれにも該当すること。

（a） 裁判等の日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該裁判等による当該ベンチャーファンド発行投資法人の営業収益の減少額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

（b） 裁判等の日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該裁判等による当該ベンチャーファンド発行投資法人の経常利益の減少額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の経常利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

（c） 裁判等の日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該裁判等による当該ベンチャーファンド発行投資法人の当期純利益の減少額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の当期純利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

（5） 規程第1312条第2項第2号nに掲げる事項

法令に基づく処分を受けた日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業

（新設）

期間においていずれも当該処分による当該ベンチャーファンド発行投資法人の営業収益の減少額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(6) 規程第1312条第2項第2号qに掲げる事項

(新設)

次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について債務の不履行のおそれのある額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の末日における純資産総額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

b 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について債務の不履行のおそれのある額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の経常利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

c 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について債務の不履行のおそれのある額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の当期純利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(7) 規程第1312条第2項第2号rに掲げる事項

(新設)

取引先との取引の停止の日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該取引の停止による当該ベンチャーファンド発行投資法人の営業収益の減少額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(8) 規程第1312条第2項第2号sに掲げる事項

(新設)

次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額（債務の返済期限の延長の場合には、当該債務の額をいう。）が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の末日における債務の総額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

b 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による経

常利益の増加額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の経常利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

- c 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による当期純利益の増加額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の当期純利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(9) 規程第1312条第2項第2号tに掲げる事項

(新設)

発見された資源の採掘又は採取を開始する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該資源による当該ベンチャーファンド発行投資法人の営業収益の増加額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(10) 規程第1312条第2項第3号eに掲げる事項

(新設)

次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

- a 資産の運用に係る事業の休止又は廃止の予定日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する当該ベンチャーファンド発行投資法人の各営業期間においていずれも当該休止又は廃止による当該ベンチャーファンド発行投資法人の営業収益の減少額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

- b 資産の運用に係る事業の休止又は廃止の予定日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する当該ベンチャーファンド発行投資法人の各営業期間においていずれも当該休止又は廃止による当該ベンチャーファンド発行投資法人の経常利益の増加額又は減少額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の経常利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

- c 資産の運用に係る事業の休止又は廃止の予定日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する当該ベンチャーファンド発行投資法人の各営業期間においていずれも当該休止又は廃止による当該ベンチャーファンド発行投資法人の当期純利益の増加額又は減少額が当該ベンチャーファンド発行

投資法人の直前営業期間の当期純利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(11) 規程第1312条第2項第3号fに掲げる事項

(新設)

次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 当該ベンチャーファンド発行投資法人から委託を受けて行う資産の運用の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する当該ベンチャーファンド発行投資法人の各営業期間においていずれも当該休止又は廃止による当該ベンチャーファンド発行投資法人の営業収益の減少額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

b 当該ベンチャーファンド発行投資法人から委託を受けて行う資産の運用の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する当該ベンチャーファンド発行投資法人の各営業期間においていずれも当該休止又は廃止による当該ベンチャーファンド発行投資法人の経常利益の増加額又は減少額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の経常利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

c 当該ベンチャーファンド発行投資法人から委託を受けて行う資産の運用の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する当該ベンチャーファンド発行投資法人の各営業期間においていずれも当該休止又は廃止による当該ベンチャーファンド発行投資法人の当期純利益の増加額又は減少額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の当期純利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(12) 規程第1312条第2項第3号mに掲げる事項

(新設)

当該ベンチャーファンド発行投資法人から委託を受けて行う資産の運用であって、新たな資産の運用であるものが開始されることとなる予定日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する当該ベンチャーファンド発行投資法人の各営業期間においていずれも当該新たな資産の運用の開始による当該ベンチャーファンド発行投資法人の営業収益の増加

額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな資産の運用の開始のために特別に支出する額の合計額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(13) 規程第1312条第2項第3号nに掲げる事項

当該ベンチャーファンド資産運用会社が法令に基づき行政庁に対して行う届出のうち、当取引所が定めるもの

(14) 規程第1312条第2項第4号fに掲げる事項

a 訴えが提起された場合

当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する当該ベンチャーファンド発行投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する当該ベンチャーファンド発行投資法人の各営業期間においていずれも当該敗訴による当該ベンチャーファンド発行投資法人の営業収益の減少額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

b 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前aに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又は当該aに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であつて、次の(a)から(c)までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 判決等の日の属する当該ベンチャーファンド発行投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する当該ベンチャーファンド発行投資法人の各営業期間においていずれも当該判決等による当該ベンチャーファンド発行投資法人の営業収益の減少額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 判決等の日の属する当該ベンチャーファンド発行投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する当該ベンチ

(2) 規程第1312条第2項第3号hに掲げる事項

法に基づき内閣総理大臣等に対して行う届出のうち、当取引所が適当と認めるもの

(新設)

ベンチャーファンド発行投資法人の各営業期間においていずれも当該判決等による当該ベンチャーファンド発行投資法人の経常利益の減少額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の経常利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 判決等の日の属する当該ベンチャーファンド発行投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する当該ベンチャーファンド発行投資法人の各営業期間においていずれも当該判決等による当該ベンチャーファンド発行投資法人の当期純利益の減少額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の当期純利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(15) 規程第1312条第2項第4号gに掲げる事項

(新設)

a 仮処分命令の申立てがなされた場合

当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する当該ベンチャーファンド発行投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する当該ベンチャーファンド発行投資法人の各営業期間においていずれも当該仮処分命令による当該ベンチャーファンド発行投資法人の営業収益の減少額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の営業収益の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

b 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前aに掲げる基準に該当する申立てについての裁判等の場合又は当該aに掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の(a)から(c)までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 裁判等の日の属する当該ベンチャーファンド発行投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する当該ベンチャーファンド発行投資法人の各営業期間においていずれも当該裁判等による当該ベンチャーファンド発行投資法人の営業収益の減少額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の営業収益

の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 裁判等の日の属する当該ベンチャーファンド発行投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する当該ベンチャーファンド発行投資法人の各営業期間においていずれも当該裁判等による当該ベンチャーファンド発行投資法人の経常利益の減少額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の経常利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 裁判等の日の属する当該ベンチャーファンド発行投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する当該ベンチャーファンド発行投資法人の各営業期間においていずれも当該裁判等による当該ベンチャーファンド発行投資法人の当期純利益の減少額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の当期純利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(16) 規程第1312条第3項第1号aに掲げる事項

資産の譲渡価額又は取得価額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(17) 規程第1312条第3項第1号bに掲げる事項

a 貸借する場合

次の(a)から(c)までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 貸借が行われることとなる予定日の属するベンチャーファンド発行投資法人に係る営業期間の開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該貸借が行われることによる当該ベンチャーファンド発行投資法人の営業収益の増加額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の営業収益の100分の5に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 貸借が行われることとなる予定日の属するベンチャーファンド発行投資法人に係る営業期間の開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該貸借が行われることによる当該ベンチャーファンド発行投資法人の経常利

(3) 規程第1312条第3項第1号aに掲げる事項

資産の譲渡価額又は取得価額が譲渡日又は取得日における純資産総額の5%未満であること。

(新設)

益の増加額又は減少額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の経常利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 貸借が行われることとなる予定日の属するベンチャーファンド発行投資法人に係る営業期間の開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該貸借が行われることによる当該ベンチャーファンド発行投資法人の当期純利益の増加額又は減少額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の当期純利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

b. 貸借を解消する場合

次の(a)から(c)までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 貸借が解消されることとなる予定日の属するベンチャーファンド発行投資法人に係る営業期間の開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該貸借が解消されることによる当該ベンチャーファンド発行投資法人の営業収益の減少額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の営業収益の100分の5に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 貸借が解消されることとなる予定日の属するベンチャーファンド発行投資法人に係る営業期間の開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該貸借が解消されることによる当該ベンチャーファンド発行投資法人の経常利益の増加額又は減少額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の経常利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 貸借が解消されることとなる予定日の属するベンチャーファンド発行投資法人に係る営業期間の開始の日から3年以内に開始する各営業期間においていずれも当該貸借が解消されることによる当該ベンチャーファンド発行投資法人の当期純利益の増加額又は減少額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の当期純利益の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(18) (略)

(19) 規程第1312条第3項第2号dに掲げる事項

(4) (略)

(新設)

次の a から c までに掲げるもののいずれにも該当すること。

a 貸借が解消されることとなる予定日の属するベンチャーファンド発行投資法人に係る営業期間の開始の日から 3 年以内に開始する各営業期間においていずれも当該貸借が解消されることによる当該ベンチャーファンド発行投資法人の営業収益の減少額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の営業収益の 100 分の 5 に相当する額未満であると見込まれること。

b 貸借が解消されることとなる予定日の属するベンチャーファンド発行投資法人に係る営業期間の開始の日から 3 年以内に開始する各営業期間においていずれも当該貸借が解消されることによる当該ベンチャーファンド発行投資法人の経常利益の増加額又は減少額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の経常利益の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

c 貸借が解消されることとなる予定日の属するベンチャーファンド発行投資法人に係る営業期間の開始の日から 3 年以内に開始する各営業期間においていずれも当該貸借が解消されることによる当該ベンチャーファンド発行投資法人の当期純利益の増加額又は減少額が当該ベンチャーファンド発行投資法人の直前営業期間の当期純利益の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

2 前項各号に定める基準について、ベンチャーファンド発行投資法人の営業期間が 6 か月であるときは、当該各号中「各営業期間」とあるのは「各特定営業期間（1 の特定営業期間（連続する 2 営業期間をいう。）の末日の翌日に開始するものに限る。）」と、「直前営業期間の営業収益」とあるのは「直前 2 営業期間の営業収益の合計額」と、「直前営業期間の経常利益」とあるのは「直前 2 営業期間の経常利益の合計額」と、「直前営業期間の当期純利益」とあるのは「直前 2 営業期間の当期純利益の合計額」と読み替えて、当該各号の規定を適用する。

3 (略)

4 (略)

5 規程第 1312 条第 5 項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして施行規則で定める基準とは、次の各号に掲げる事項の区分に従い、当該各号に掲げる基準をいう。

(1) 営業収益

(新設)

2 (略)

3 (略)

(新設)

新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値。以下この項において同じ。）で除して得た数値が1.1以上又は0.9以下であること。

(2) 経常利益

新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値を公表がされた直近の予想値で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下（公表がされた直近の予想値がゼロの場合は、この基準に該当するものとして取り扱うものとする。）であること。

(3) 純利益

新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値を公表がされた直近の予想値で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下（公表がされた直近の予想値がゼロの場合は、この基準に該当するものとして取り扱うものとする。）であること。

(4) 金銭の分配

新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値を公表がされた直近の予想値で除して得た数値が1.05以上又は0.95以下（公表がされた直近の予想値がゼロの場合は、この基準に該当するものとして取り扱うものとする。）であること。

6 規程第1312条第6項各号に掲げる事項は、別添8「運用資産に係る書面の記載要領」に基づき、作成した書面により開示するものとする。

7 規程第1312条第7項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、同項に規定する施行規則で定める期間とは、当該各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める期間をいう。

(1) 第1305条第3項第2号に適合することにより規程第1305条第2号aに適合して上場した場合

上場日から未公開株等投資比率が50%を超える日までの期間

(2) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人に係る営業期間の末日において、未公開株等投資比率が50%以下となった場合（第1329条第10項第2号に定める場合を除く。）

同項第1号に規定する猶予期間

4 規程第1312条第5項各号に掲げる事項は、別添8「運用資産に係る書面の記載要領」に基づき、作成した書面により開示するものとする。

5 規程第1312条第6項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、同項に規定する施行規則で定める期間とは、当該各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める期間をいう。

(1) 第1305条第4項第2号に適合することにより規程第1305条第2号aに適合して上場した場合

上場日から未公開株等投資比率が70%以上になり、かつ、特定未公開株等投資比率が50%以上となる日までの期間

(2) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人に係る営業期間の末日において、未公開株等投資比率が70%未満又は特定未公開株等投資比率が50%未満となった場合（第1329条第10項第2号に定める場合を除く。）

同項第1号に規定する猶予期間

8 規程第1312条第10項に規定する施行規則で定める事項とは、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が認める事項をいう。

9 規程第1312条第10項第2号に規定する施行規則で定める行為とは、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付及び事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けをいう

(書類の提出等の取扱い)

第1327条 (略)

2 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第1312条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、第1号a及びbに規定する書類、第2号aに規定する書類(法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。)並びに第3号aからcまで、第4号b(規約に限る。)及び第10号aに規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする

(1)～(4) (略)

(5) 規程第1312条第2項第1号pに掲げる事項について決定を行った場合
有価証券通知書及び変更通知書の写しについて、内閣総理大臣等に提出後遅滞なく

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(削る)

(11) (略)

(12) 新投資口予約権の内容その他の条件の変更について決定を行った場合
変更内容説明の通知書について、確定後直ちに

6 規程第1312条第9項に規定する施行規則で定める事項とは、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が認める事項をいう。

7 規程第1312条第9項第2号に規定する施行規則で定める行為とは、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付及び事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けをいう

(書類の提出等の取扱い)

第1327条 (略)

2 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第1312条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、第1号a及びbに規定する書類、第2号aに規定する書類(法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。)並びに第3号aからcまで、第4号b(規約に限る。)及び第9号aに規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする

(1)～(4) (略)

(新設)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) 規程第1312条第2項第2号(e及びgを除く。)及び第4号並びに同条第3項第2号dのいずれかが発生した場合
発生に係る通知書について、発生後直ちに

(11) (略)

(新設)

(13) 規程第1312条第6項第5号に規定する事項の開示のために運用資産である未公開株等及び未公開株等関連資産の評価を一般社団法人投資信託協会の定める投資信託財産の評価及び計理等に関する規則第14条に規定する方法で行うことについて決定を行った場合

未公開株等及び未公開株等関連資産の評価を当該方法で行う旨を確約した書面について、決定を行った後直ちに

3 (略)

4 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、新投資口予約権証券について行使が行われる場合には、次の各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第1312条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

(1) 上場投資口数報告書

月間報告を翌月初まで

(2) 上場している新投資口予約権証券の数が1,000単位未満となった場合及び1単位未満となった場合における新投資口予約権の行使通知

その都度直ちに

(上場ベンチャーファンドの発行者等に係る上場廃止基準の取扱い)

第1329条 (略)

2 (略)

3 規程第1318条第1項第1号cに規定する基準については、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

(1) 次のa又はbに掲げる場合において、当該a又はbに定めるときに該当するときは、基準に該当するものとする。

a 運用資産等である未公開株等及び未公開株等関連資産の評価を、一般社団法人投資信託協会の定める投資信託財産の評価及び計理等に関する規則第14条に規定する方法で行わなくなった場合

直ちにその評価を当取引所が適当と認める未公開株等評価機関に委託することができなかつたとき

(新設)

3 (略)

(新設)

(上場ベンチャーファンドの発行者等に係る上場廃止基準の取扱い)

第1329条 (略)

2 (略)

3 規程第1318条第1項第1号cに規定する基準については、次のa及びbに定めるところにより取り扱うものとする。

a 未公開株等及び未公開株等関連資産の評価に係る業務の未公開株等評価機関への委託を行わなくなった場合において、直ちに当取引所が適当と認める他の未公開株等評価機関に委託することができなかつたときには、基準に該当するものとする。

b 前aに規定する「当取引所が適当と認める他の未公開株等評価機関」とは、上場審査等に関するガイドラインに適合する未公開株等評価機関をいうものとする。

b 運用資産等である未公開株等及び未公開株等関連資産の評価を未公開株等評価機関に委託しなくなった場合

直ちにその評価を一般社団法人投資信託協会の定める投資信託財産の評価及び計理等に関する規則第14条に規定する方法で行わず、かつ、その評価を当取引所が適当と認める他の未公開株等評価機関に委託することができなかつたとき

(2) 前号aに規定する「当取引所が適当と認める未公開株等評価機関」及び同号bに規定する「当取引所が適当と認める他の未公開株等評価機関」とは、上場審査等に関するガイドラインに適合する未公開株等評価機関をいうものとする。

4 規程第1318条第1項第2号ただし書に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 次のaからcまでのいずれにも該当する場合

a 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人からその資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社（以下「ベンチャーファンド資産運用会社」という。）が行っていた業務が他の資産運用会社に引き継がれること（ベンチャーファンド資産運用会社が合併等（合併又は第1326条第9項に掲げる行為をいう。以下この号において同じ。）を行った場合又はベンチャーファンド資産運用会社において親会社の異動が生じた場合は、当該合併等の当事者である資産運用会社又は当該親会社の異動が生じたベンチャーファンド資産運用会社において当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の資産の運用に係る業務が引き続き行われること。）。

b 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人及び前aに定める他の資産運用会社（ベンチャーファンド資産運用会社が合併等を行った場合又はベンチャーファンド資産運用会社において親会社の異動が生じた場合にあつては、当該合併等の当事者である資産運用会社又は当該親会社の異動が生じたベンチャーファンド資産運用会社）が、業務を引き継いだ後直ちに（ベンチャーファンド資産運用会社が合併等を行った場合又はベンチャーファンド資産運用会社において親会社の異動が生じた場合にあつては、規程第1318条第

4 規程第1318条第1項第2号ただし書に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 次のaからcまでのいずれにも該当する場合

a 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人からその資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社（以下「ベンチャーファンド資産運用会社」という。）が行っていた業務が他の資産運用会社に引き継がれること（ベンチャーファンド資産運用会社が合併等（合併又は第1326条第7項に掲げる行為をいう。以下この号において同じ。）を行った場合又はベンチャーファンド資産運用会社において親会社の異動が生じた場合は、当該合併等の当事者である資産運用会社又は当該親会社の異動が生じたベンチャーファンド資産運用会社において当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の資産の運用に係る業務が引き続き行われること。）。

b 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人及び前aに定める他の資産運用会社（ベンチャーファンド資産運用会社が合併等を行った場合又はベンチャーファンド資産運用会社において親会社の異動が生じた場合にあつては、当該合併等の当事者である資産運用会社又は当該親会社の異動が生じたベンチャーファンド資産運用会社）が、業務を引き継いだ後直ちに（ベンチャーファンド資産運用会社が合併等を行った場合又はベンチャーファンド資産運用会社において親会社の異動が生じた場合にあつては、同号d又はeに該当

1項第2号d又はeに該当した後直ちに)、「ベンチャーファンド上場契約書」を提出すること。

c (略)

(2) (略)

5～9 (略)

10 規程第1318条第2項第1号に掲げる基準の審査については、次の各号に掲げるとおり取り扱うこととする。

(1) 規程第1318条第2項第1号に規定する1年以内に未公開株等投資比率が50%を超えないときは、猶予期間内において、未公開株等投資比率が50%を超えないときをいうものとする。

(2) 規程第1318条第2項第1号に規定する施行規則で定める場合とは、次のa又はbに定める場合をいう。

a 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が第1305条第3項第2号の規定の適用を受けて上場された投資法人であり、かつ、上場後6か月を経過していない場合

b 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人に係る営業期間の末日において、未公開株等投資比率が50%以下となった場合において、当該事由を記載した書面を提出し、当該事由がやむを得ない事由であると当取引所が認めるとき。この場合において、当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする

(3)・(4) (略)

(5) 前号の規定にかかわらず、第2号の規定の適用を受けた上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が、上場後6か月を経過する日以後最初に到来する営業期間の末日までに中間営業期間の末日が到来する場合には、当該中間営業期間に係る当取引所所定の資産の運用状況表を提出するものとし、当該資産の運用状況表に記載された資産の運用状況に基づき、規程第1318条第2項第1号に規定する基準の審査を行うものとする。この場合において、規程第1318条第2項第1号に規定する1年以内に未公開株等投資比率が50%を超えないときと

した後直ちに)、「ベンチャーファンド上場契約書」を提出すること。

c (略)

(2) (略)

5～9 (略)

10 規程第1318条第2項第1号に掲げる基準の審査については、次の各号に掲げるとおり取り扱うこととする。

(1) 規程第1318条第2項第1号に規定する1年以内に未公開株等投資比率が70%以上、かつ、特定未公開株等投資比率が50%以上とならないときは、猶予期間内において、未公開株等投資比率が70%以上、かつ、特定未公開株等投資比率が50%以上とならないときをいうものとする。

(2) 規程第1318条第2項第1号に規定する施行規則で定める場合とは、次のa又はbに定める場合をいう。

a 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が第1305条第4項第2号の規定の適用を受けて上場された投資法人であり、かつ、上場後6か月を経過していない場合

b 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人に係る営業期間の末日において、未公開株等投資比率が70%未満又は特定未公開株等投資比率が50%未満となった場合において、当該事由を記載した書面を提出し、当該事由がやむを得ない事由であると当取引所が認めるとき。この場合において、当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする

(3)・(4) (略)

(5) 前号の規定にかかわらず、第2号の規定の適用を受けた上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が、上場後6か月を経過する日以後最初に到来する営業期間の末日までに中間営業期間の末日が到来する場合には、当該中間営業期間に係る当取引所所定の資産の運用状況表を提出するものとし、当該資産の運用状況表に記載された資産の運用状況に基づき、規程第1318条第2項第1号に規定する基準の審査を行うものとする。この場合において、規程第1318条第2項第1号に規定する1年以内に未公開株等投資比率が70%以上、かつ、特定

は、当該中間営業期間の末日以後、最初に到来する営業期間の末日までに未公開株等投資比率が50%を超えないときをいうものとする。

11～15 (略)

16 規程第1318条第2項第7号bに規定する施行規則で定める場合とは、未公開株等、未公開株等関連資産及び継続保有株券等以外の資産が、投資信託法施行規則第19条第3項各号に掲げるもの、流動資産等及び運用資産等に係る価格変動による損失の危険その他の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険その他の危険を減殺することが客観的に認められる取引に係る権利その他の資産に限られなくなった場合において、当該事由を記載した書面を提出し、当該事由がやむを得ない事由であると当取引所が認めたときをいうものとする。この場合において、当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

17・18 (略)

19 第1305条第1項の規定は、規程第1318条第2項に規定する未公開株等投資比率及び総資産有利子負債比率の算定において使用する各資産の額について準用する。この場合において、第1305条第1項中「基準営業期間の末日における貸借対照表（比較情報を除く。）に計上した額その他の当取引所が適当と認める額」とあるのは「基準営業期間の末日における貸借対照表（比較情報を除く。）に計上した額」と読み替えるものとする。

(上場等に関する料金の取扱い)

第1333条 規程第1323条の規定に基づく新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人及び上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の上場審査料、予備審査料、上場廃止に係る審査料、新規上場料、追加発行時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金は、次の各号に定めるところによるものとする。この場合において、第1305条第1項の規定は、この条に規定する純資産総額の算定において使用する各資産の額について、第1305条第5項の規定は、こ

未公開株等投資比率が50%以上とならないときとは、当該中間営業期間の末日以後、最初に到来する営業期間の末日までに未公開株等投資比率が70%以上、かつ、特定未公開株等投資比率が50%以上とならないときをいうものとする。

11～15 (略)

16 規程第1318条第2項第7号bに規定する施行規則で定める場合とは、未公開株等、未公開株等関連資産、上場後5年以内の株券等、上場後5年以内の継続保有株券等及び上場後5年を経過した継続保有株券等以外の資産が、流動資産等及び運用資産等に係る価格変動による損失の危険その他の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険その他の危険を減殺することが客観的に認められる取引に係る権利その他の資産に限られなくなった場合において、当該事由を記載した書面を提出し、当該事由がやむを得ない事由であると当取引所が認めたときをいうものとする。この場合において、当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

17・18 (略)

19 第1305条第1項の規定は、規程第1318条第2項に規定する未公開株等投資比率、特定未公開株等投資比率及び総資産有利子負債比率の算定において使用する各資産の額について準用する。この場合において、第1305条第1項中「基準営業期間の末日における貸借対照表（比較情報を除く。）に計上した額その他の当取引所が適当と認める額」とあるのは「基準営業期間の末日における貸借対照表（比較情報を除く。）に計上した額」と読み替えるものとする。

(上場等に関する料金の取扱い)

第1333条 規程第1323条の規定に基づく新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人及び上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の上場審査料、予備審査料、上場廃止に係る審査料、新規上場料、追加発行時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金は、次の各号に定めるところによるものとする。

の条に規定する純資産総額について、それぞれ準用する。

(1) ~ (2) の2 (略)

(3) 新規上場料(次号に掲げるものを除く。)

a 純資産総額の 万分の9

b 新規上場料の計算は、ベンチャーファンドごとにその上場日現在における純資産総額(「有価証券新規上場申請書」に記載された上場日現在の純資産総額の見込み額をいう。第5号bにおいて同じ。)を基準とする。

c (略)

(削る)

(4) 新規上場料(新投資口予約権証券の新規上場に係るものに限る。)

次のa及びbに掲げる場合の区分に従い、当該a及びbに定める金額を、当該新規上場申請に係る新投資口予約権証券の上場日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

a 新投資口予約権の行使に係る払込金額に新投資口予約権の目的である投資口の数を乗じて得た金額が50億円以下の場合 17万円

b 新投資口予約権の行使に係る払込金額に新投資口予約権の目的である投資口の数を乗じて得た金額が50億円を超える場合 34万円

(5) 追加発行時の追加上場料

a 追加発行総額(発行価格の総額をいう。)の万分の9に相当する金額とする。ただし、新投資口予約権の権利行使により新たに発行された投資口を上場する場合には、新投資口予約権の行使に係る払込金額に行使される投資口の数を乗じて得た金額の万分の8に相当する金額とする。

b 投資法人の合併に際して新たに発行する投資証券に係る追加上場料は、当該合併後存続する投資法人の純資産総額の当該合併に伴う増加額(規程第1309条第1項の規定に基づく上場申請に係る提出書類又は開示資料に記載された上場日現在の純資産総額の増加見込み額をいう。)を追加発行総額とみなして計算する。ただし、当該合併によって消滅する投資法人が上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人である場合には、当該合併に際

(1) ~ (2) の2 (略)

(3) 新規上場料及び追加発行時の追加上場料

a 1売買単位につき 30円

b 前aの規定にかかわらず、新規上場料は、同aの金額に500万円を加算した金額とする。

c (略)

d 追加発行時の追加上場料は、新たに発行するベンチャーファンドの上場日の属する月の翌月末日までに支払うものとする

(新設)

(新設)

して新たに発行する投資証券に係る追加上場料は要しない。

c 追加発行時の追加上場料は、新たに発行するベンチャーファンドの上場日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。ただし、新投資口予約権の権利行使により新たに発行された投資口を上場する場合には、新投資口予約権の行使期間満了の日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(6) 新投資口予約権の発行に係る料金

新投資口予約権の行使に係る払込金額に新投資口予約権の目的となる投資口口数の数を乗じて得た金額の万分の1に相当する金額を、新投資口予約権の発行を行った日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(7) 年間上場料

a 純資産総額のうち

(a) 5億円以下の金額につき 50万円

(b) 5億円を超え50億円以下の金額につき 2億5,000万円以下を増すごとに 7万円

(c) 50億円を超え500億円以下の金額につき 25億円以下を増すごとに 7万円

(d) 500億円を超える金額につき 250億円以下を増すごとに 7万円

b 年間上場料の計算は、ベンチャーファンドごとに、前年の12月末日現在において内閣総理大臣等に提出されている直近の有価証券報告書又は半期報告書に基づく純資産総額（当取引所又は国内の他の金融商品取引所への上場後最初に終了する営業期間に係る有価証券報告書又は当該営業期間開始の日以後6か月間に係る半期報告書のいずれも提出されていない場合には、上場日

(新設)

(4) 年間上場料

a 上場投資口口数のうち

(a) 1万単位以下の口数につき 30万円

(b) 1万単位を超え4万単位以下の口数につき 2,000単位以下を増すごとに 2万4千円

(c) 4万単位を超え12万単位以下の口数につき 4,000単位以下を増すごとに 2万4千円

(d) 12万単位を超え20万単位以下の口数につき 1万単位以下を増すごとに 2万4千円

(e) 20万単位を超え100万単位以下の口数につき 10万単位以下を増すごとに 2万4千円

(f) 100万単位を超え200万単位以下の口数につき 20万単位以下を増すごとに 2万4千円

(g) 200万単位を超える口数につき 40万単位以下を増すごとに 2万4千円

b 年間上場料の計算は、前年の12月末日現在における上場投資口口数を基準とする。ただし、新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人に係る年間上場料の計算は、当該新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人の投資証券の上場日における上場投資口口数を基準とする。

現在における純資産総額とする。)を基準とする。

c (略)

2 (略)

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第1502条 (略)

2 規程第1504条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる新規上場申請銘柄の区分に従い、当該各号に定める書類とする。

(1) 投資証券に該当する内国インフラファンド

次のaからmまでに掲げる書類

a～l (略)

m 新規上場申請日の属する営業期間の初日以後に、新規上場申請銘柄の発行者である者が自己投資口取得決議、自己投資口処分決議又は自己投資口消却決議を行った場合には、当該決議を行った役員会の議事録の写し

(2)～(4) (略)

3・4 (略)

付 則

1 この改正規定は、令和7年2月28日から施行する。

2 改正後の第1333条第1項第3号の規定は、令和8年2月28日以後に上場を申請(予備申請を含む。以下同じ。)するベンチャーファンドから適用し、同日より前に上場を申請したベンチャーファンドの新規上場料については、なお従前の例による。

3 改正後の第1333条第1項第5号及び第7号の規定にかかわらず、令和8年2月28日より前に上場を申請したベンチャーファンドに係る令和8年9月30日までに新たに発行されるベンチャーファンドの追加発行時の追加上場料及び令和8年9月までの期間に対応する年間上場料については、なお従前の例による。

別添8 運用資産に係る書面の記載要領

運用資産に係る書面に記載する事項を次のとおり定める。

c (略)

2 (略)

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第1502条 (略)

2 規程第1504条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる新規上場申請銘柄の区分に従い、当該各号に定める書類とする。

(1) 投資証券に該当する内国インフラファンド

次のaからmまでに掲げる書類

a～l (略)

m 新規上場申請日の属する営業期間の初日以後に、新規上場申請銘柄の発行者である者が自己投資口取得決議(自己投資口の取得に係る投資信託法第80条の2第3項の規定による決議をいう。)、自己投資口処分決議又は自己投資口消却決議を行った場合には、当該決議を行った役員会の議事録の写し

(2)～(4) (略)

3・4 (略)

別添8 運用資産に係る書面の記載要領

運用資産に係る書面に記載する事項を次のとおり定める。

I 運用資産の状況

1. 継続保有株券等

銘柄名、上場日、取得日、取得価額、所有する数量、記載日の前月末における時価及び規程第1312条第3項第2号bに掲げる事実が生じている場合にはその旨を記載するものとする。

2. (略)

3. その他の資産(株券等に限る。)

銘柄名、取得日、取得価額、所有する数量、記載日の前月末における時価及び規程第1312条第3項第2号bに掲げる事実が生じている場合にはその旨を記載するものとする。

4. その他の資産(前3.に掲げる資産を除く。)

有価証券、上場商品、デリバティブ取引若しくは商品投資等取引に係る権利又は通貨を特定するための名称、銘柄コードその他の情報、取得日、取得価額、所有する数量及び記載日の前月末における時価

5. 直近の運用状況及び短期的な運用方針

直前3か月(規程第1312条第7項の規定により月1回開示しなければならない場合にあっては、前月)の運用資産の譲渡又は取得の状況(第1305条第3項第2号aに規定する組入計画を提出している場合における当該組入計画の進捗状況及び市場の動向を含む。)及び短期的な運用方針を、未公開株等、未公開株等関連資産、継続保有株券等及びその他の資産のそれぞれについて記載するものとする。

6. 継続保有株券等の保有理由及び運用方針

継続保有株券等の継続保有理由及び運用方針について記載するものとする。

II 1口当たり純資産額

1口当たり純資産額については、次の(1)から(8)までに掲げる事項を直前に開示した数値とともに記載するものとする。なお、(7)及び(8)に掲げるものについては、一般社団法人投資信託協会の定める投資信託財産の評価及び計理等に関する規則第14条に規定する方法による評価額又は上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が未公開株等及び未公開株等関連資産の評価に係

I 運用資産の状況

1. 上場後5年以内の株券等、上場後5年以内の継続保有株券等及び上場後5年を経過した継続保有株券等

銘柄名、上場日、取得日、取得価額、所有する数量、記載日の前月末における時価及び規程第1312条第3項第2号bに掲げる事実が生じている場合にはその旨を記載するものとする。

2. (略)

(新設)

(新設)

3. 直近の運用状況及び短期的な運用方針

直前3か月(規程第1312条第6項の規定により月1回開示しなければならない場合にあっては、前月)の運用資産の譲渡又は取得の状況(第1305条第4項第2号aに規定する組入計画を提出している場合における当該組入計画の進捗状況及び市場の動向を含む。)及び短期的な運用方針を、未公開株等、未公開株等関連資産、上場後5年以内の株券等及び上場後5年以内の継続保有株券等のそれぞれについて記載するものとする。

4. 上場後5年を経過した継続保有株券等の保有理由及び運用方針

上場後5年を経過した継続保有株券等の継続保有理由及び運用方針について記載するものとする。

II 1口当たり純資産額

1口当たり純資産額については、次の(1)から(7)までに掲げる事項を直前に開示した数値とともに記載するものとする。なお、(6)及び(7)に掲げるものについては、上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が未公開株等の評価に係る業務を委託する未公開株等評価機関による算定数値(以下「評価額」という。)であり、参考情報として開示する旨を注記するものとする。

る業務を委託する未公開株等評価機関による算定数値（以下「評価額」という。）であり、参考情報として開示する旨を注記するものとする。

(1) (略)

(2) 継続保有株券等への投資額

(3) (略)

(4) 負債総額

(5) (略)

(6) 1口当たり純資産額（(1)から(3)までの合計から(4)を控除した額を(5)で除した額）

(7) (略)

(8) 1口当たり純資産額（(2)、(3)及び(7)の合計から(4)を控除した額を(5)で除した額）

(1) (略)

(2) 上場後5年以内の株券等、上場後5年以内の継続保有株券等及び上場後5年を経過した継続保有株券等への投資額

(3) (略)

(新設)

(4) (略)

(5) 1口当たり純資産額（(1)から(3)までの合計を(4)で除した額）

(6) (略)

(7) 1口当たり純資産額（(2)、(3)及び(6)の合計を(4)で除した額）

取引参加者における上場適格性調査体制等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(増資等の合理性に係る審査の実施)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>有価証券上場規程第1310条の2第1項第2号aに規定する投資口の発行の合理性に係る審査を行う取引参加者（以下この項において「審査取引参加者」という。）は、新投資口予約権証券の上場申請を行おうとする又は行った者について、上場投資法人が将来にわたって投資者の期待に応えられるか否か、資本市場における資金調達としてふさわしいか否か及び上場ベンチャーファンドの発行者等による情報開示が適切に行われているか否かの観点から、次の各号に掲げる事項について当該各号に定める事項を踏まえた厳正な審査を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 適格性</u> <u>反社会的勢力への該当性及び反社会的勢力との関係の有無</u></p> <p><u>(2) 投資先と投資方針との適合状況</u> <u>a 投資方針</u> <u>b 資産運用会社による投資先に係る調査結果（投資時の調査結果及び直近の調査結果）</u> <u>c 取得価格及び取得の経緯</u></p> <p><u>(3) 投資法人の事業継続の見通し</u> <u>a 財政状態の健全性及び資金繰り状況</u> <u>b 支出計画の策定方法</u> <u>c 成長性及び安定性</u></p> <p><u>(4) 適正な開示及び調達する資金の使途</u> <u>a ファンドの状況、投資先情報、投資リスク等、開示内容の適正性、開示範囲の充分性及び開示表現の妥当性</u> <u>b 調達する資金の使途の適切な開示</u> <u>c 過去に調達した資金の充当状況</u> <u>d 直近営業期間の末日以降の状況の適切な開示</u></p> <p><u>(5) 価格等の動向</u> <u>a 投資証券の価格の推移</u> <u>b 投資証券の売買高の推移</u> <u>c 投資証券の流動性を踏まえた発行数量の妥当性</u></p> <p><u>(6) その他審査取引参加者が必要と認める事項</u></p>	<p>(増資等の合理性に係る審査の実施)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

付 則

この改正規定は、令和7年2月28日から施行する。

上場審査等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>X 優先出資証券の新規上場審査</p> <p>(公益又は投資者保護の観点)</p> <p>6. 規程第831条第1項第5号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(4)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>(1) 優先出資者の権利内容及びその行使の状況が、次のa及びbに掲げる事項その他の事項から、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>新規優先出資証券上場申請者が買収への対応方針を導入している場合には、規程第440条各号に掲げる事項を遵守していること。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>XV ベンチャーファンドの新規上場審査</p> <p>(未公開株等の評価の適正性)</p> <p>2. 規程第1306条第1項第1号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(3)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>(1) <u>規程第1312条第6項第5号に規定する事項の開示のために運用資産である未公開株等及び未公開株等関連資産の評価を一般社団法人投資信託協会の定める投資信託財産の評価及び計理等に関する規則第14条に規定する方法で行うこと。ただし、当該方法による評価を行わない未公開株等及び未公開株等関連資産について、その評価を未公開株等評価機関に委託している場合は、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>前号ただし書に規定する場合には、未公開株等評価機関について、資本関係、人的関係、取引関係その他の関係を総合的に勘案し、新規ベンチャーファンド上場申請者からの独立性が確保されている状況にあると認められること。</u></p> <p>(3) <u>第1号ただし書に規定する場合には、未公開株等評価機関について、次のaからcまでに掲げる事項から、適正な評価を行うこと。</u></p>	<p>X 優先出資証券の新規上場審査</p> <p>(公益又は投資者保護の観点)</p> <p>6. 規程第831条第1項第5号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(4)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>(1) 優先出資者の権利内容及びその行使の状況が、次のa及びbに掲げる事項その他の事項から、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>新規優先出資証券上場申請者が買収防衛策を導入している場合には、規程第440条各号に掲げる事項を遵守していること。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>XV ベンチャーファンドの新規上場審査</p> <p>(未公開株等の評価の適正性)</p> <p>2. 規程第1306条第1項第1号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(3)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>(1) 運用資産である未公開株等及び未公開株等関連資産の評価を<u>未公開株等評価機関に委託していること。</u></p> <p>(2) 前号に規定する未公開株等評価機関について、資本関係、人的関係、取引関係その他の関係を総合的に勘案し、新規ベンチャーファンド上場申請者からの独立性が確保されている状況にあると認められること。</p> <p>(3) 第1号に規定する未公開株等評価機関について、次のaからcまでに掲げる事項から、適正な評価を行うことができる社内体制</p>

とができる社内体制が整備されている状況にあると認められること。

a～c (略)

(開示の適正性)

3. 規程第1306条第1項第2号に定める事項についての上場審査は、次の(1)及び(2)に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) (略)

(2) 新規ベンチャーファンド上場申請者が、資産の運用等に重大な影響を与える事実等の情報を適時、適切に開示することができる体制にあること。また、内部者取引等の未然防止に向けた体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

XVI 上場ベンチャーファンドに係る投資法人が発行する新投資口予約権証券の上場審査

(公益又は投資者保護の観点)

規程第1310条の2第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(3)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 次のaからdまでに該当しないこと

(規程第1310条の2第1項第2号に規定するコミットメント型の場合を除く。)

a 新投資口予約権証券の発行者である投資法人の上場ベンチャーファンドが、規程第1321条の規定により監理銘柄に指定されている場合又は規程第1322条の規定により整理銘柄に指定されている場合

b 新投資口予約権証券の発行者である投資法人の上場ベンチャーファンドが、次の(a)又は(b)のいずれかに該当する場合

(a) 規程第1318条第2項第1号に定める期間内にある場合

(b) 規程第1318条第2項第8号に定める期間内にある場合

c 新投資口予約権証券の発行者である投資法人の運用成績及び財政状態が、規程第1310条の2第1項第3号a又はbのいずれかに該当した場合と実質的に同視できると認められる場合

が整備されている状況にあると認められること。

a～c (略)

(開示の適正性)

3. 規程第1306条第1項第2号に定める事項についての上場審査は、次の(1)及び(2)に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) (略)

(2) 新規ベンチャーファンド上場申請者が、資産の運用等に重大な影響を与える事実等の情報を適時、適切に開示することができる体制にあること。

(新設)

(新設)

d その他 a から前 c までに規定するものに
準ずる状態と認められる場合

(2) 新投資口予約権証券の権利行使の制限
を行う場合においては、当該制限を行う必要
性及び相当性が認められること。

(3) その他公益又は投資者保護の観点から
適当と認められること。

XVII カントリーファンドの新規上場審査

(カントリーファンドの新規上場申請に係る上
場審査)

1. 規程第 1406 条第 1 項に定めるカントリー
ファンドの上場審査は、この XVII に定めると
ころにより行う。

XVIII インフラファンドの新規上場審査

(インフラファンドの新規上場申請に係る上場
審査)

1. 規程第 1506 条第 1 項に定めるインフラフ
ァンドの上場審査は、この XVIII に定めるところ
により行う。

XIX (略)

付 則

この改正規定は、令和 7 年 2 月 28 日から施
行する。

XVI カントリーファンドの新規上場審査

(カントリーファンドの新規上場申請に係る上
場審査)

1. 規程第 1406 条第 1 項に定めるカントリー
ファンドの上場審査は、この XVI に定めると
ころにより行う。

XVII インフラファンドの新規上場審査

(インフラファンドの新規上場申請に係る上場
審査)

1. 規程第 1506 条第 1 項に定めるインフラフ
ァンドの上場審査は、この XVII に定めるところ
により行う。

XVIII (略)